

件名	水道水の放射性物質検査について																																																																																													
内容	<p>山梨県は、県民の放射性物質に対する不安感を払拭するため市町村等と連携して、県内全域を対象に水道水の放射性物質検査を実施します。平成24年度は年2回検査を実施する予定であり、上半期（4月～5月実施）はすべての採水箇所で見逃しという結果を得ました。</p> <p>下半期の検査については、次のとおり実施します。</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 検査箇所は、各市町村内3ヶ所を基本とし、27市町村内の計86箇所（上半期と同地点）とします。</p> <p>(2) 採水場所は、最終出口である蛇口とします。</p> <p>(3) 衛生環境研究所のゲルマニウム半導体検出器により、放射性セシウム134及び137を測定します。検出限界値 1 Bq（ベクレル）/L以下を確保します。</p> <p>(4) 検査結果は、随時県のホームページ等により公表します。</p> <p>(5) 検査結果によっては、再度検査することとします。</p> <p>2 採水場所及び採水箇所数</p>																																																																																													
	容	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>水道事業者</th> <th>採水地市町村</th> <th>採水箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">甲府市</td> <td>甲府市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>昭和町</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>甲斐市</td> <td>甲斐市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中央市</td> <td>中央市</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>韮崎市</td> <td>韮崎市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>南アルプス市</td> <td>南アルプス市</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>北杜市</td> <td>北杜市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>笛吹市</td> <td>笛吹市</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>山梨市</td> <td>山梨市</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>甲州市</td> <td>甲州市</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市川三郷町</td> <td>市川三郷町</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>富士川町</td> <td>富士川町</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>早川町</td> <td>早川町</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>身延町</td> <td>身延町</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>南部町</td> <td>南部町</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>水道事業者</th> <th>採水地市町村</th> <th>採水箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士吉田市</td> <td>富士吉田市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>都留市</td> <td>都留市</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>大月市</td> <td>大月市</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>上野原市</td> <td>上野原市</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>道志村</td> <td>道志村</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>西桂町</td> <td>西桂町</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>忍野村</td> <td>忍野村</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>山中湖村</td> <td>山中湖村</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>鳴沢村</td> <td>鳴沢村</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>富士河口湖町</td> <td>富士河口湖町</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小菅村</td> <td>小菅村</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>丹波山村</td> <td>丹波山村</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部地域（企）</td> <td>都留市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大月市</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上野原市</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計86箇所</p> <p>3 採水及び検査日程</p> <p>10月30日から11月21日までとし、1日最大10検体の検査を実施します。ただし、取材用の検体を除き、採水日の翌日に検査を実施します。</p>	水道事業者	採水地市町村	採水箇所数	甲府市	甲府市	3	昭和町	1	甲斐市	甲斐市	3	中央市	中央市	2	韮崎市	韮崎市	3	南アルプス市	南アルプス市	4	北杜市	北杜市	3	笛吹市	笛吹市	2	山梨市	山梨市	4	甲州市	甲州市	4	市川三郷町	市川三郷町	4	富士川町	富士川町	3	早川町	早川町	3	身延町	身延町	5	南部町	南部町	3	水道事業者	採水地市町村	採水箇所数	富士吉田市	富士吉田市	3	都留市	都留市	4	大月市	大月市	3	上野原市	上野原市	5	道志村	道志村	3	西桂町	西桂町	1	忍野村	忍野村	2	山中湖村	山中湖村	3	鳴沢村	鳴沢村	3	富士河口湖町	富士河口湖町	3	小菅村	小菅村	3	丹波山村	丹波山村	3	東部地域（企）	都留市	1	大月市	1	上野原市
水道事業者	採水地市町村	採水箇所数																																																																																												
甲府市	甲府市	3																																																																																												
	昭和町	1																																																																																												
甲斐市	甲斐市	3																																																																																												
中央市	中央市	2																																																																																												
韮崎市	韮崎市	3																																																																																												
南アルプス市	南アルプス市	4																																																																																												
北杜市	北杜市	3																																																																																												
笛吹市	笛吹市	2																																																																																												
山梨市	山梨市	4																																																																																												
甲州市	甲州市	4																																																																																												
市川三郷町	市川三郷町	4																																																																																												
富士川町	富士川町	3																																																																																												
早川町	早川町	3																																																																																												
身延町	身延町	5																																																																																												
南部町	南部町	3																																																																																												
水道事業者	採水地市町村	採水箇所数																																																																																												
富士吉田市	富士吉田市	3																																																																																												
都留市	都留市	4																																																																																												
大月市	大月市	3																																																																																												
上野原市	上野原市	5																																																																																												
道志村	道志村	3																																																																																												
西桂町	西桂町	1																																																																																												
忍野村	忍野村	2																																																																																												
山中湖村	山中湖村	3																																																																																												
鳴沢村	鳴沢村	3																																																																																												
富士河口湖町	富士河口湖町	3																																																																																												
小菅村	小菅村	3																																																																																												
丹波山村	丹波山村	3																																																																																												
東部地域（企）	都留市	1																																																																																												
	大月市	1																																																																																												
	上野原市	1																																																																																												

【問い合わせ先】
 福祉保健部 衛生薬務課 水道整備担当
 TEL 055-223-1490